

(第一類 第六号)

第二十八回国会  
衆議院

文教委員会議録 第十八号

昭和三十三年四月十六日(水曜日)

午後二時五十二分開議

出席委員

委員長

山下 瑞二君

理事高村 坂彦君

理事坂田 道太君

理事佐藤觀次郎君

杉浦 武雄君

並木 芳雄君

小牧 次生君

鈴木 義男君

野原 覚君

小林 信一君

平田 ヒデ君

櫻井 奎夫君

高津 正道君

濱野 清吾君

海元三郎君

東君

出席國務大臣

文部大臣 松永

齊藤 正君

官房事務官(大臣)

文部事務官(初等教育局長)

内藤譽三郎君

委員外の出席者

専門員 石井 勝君

産業教育振興法の一部を改正する法律案(竹中勝男君外二名提出、參法第一二号)(予)

農業又は水産に係る産業教育に從事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二同月十六日)

農業又は水産に係る産業教育に從事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二同月十六日)

農業又は水産に係る産業教育に從事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二同月十六日)

農業又は水産に係る産業教育に從事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二同月十六日)

農業又は水産に係る産業教育に從事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(渡海元三郎君外五名提出、衆法第二同月十六日)

義務教育施設費国庫負担制度確立に関する陳情書(愛媛県町村長藤堂満義)(第九三一号)

義務教育施設費国庫負担制度確立に関する陳情書(愛媛県町村長藤堂満義)(第九三一号)

義務教育施設費国庫負担制度確立に関する陳情書(愛媛県町村長藤堂満義)(第九三一号)

義務教育施設費国庫負担制度確立に関する陳情書(愛媛県町村長藤堂満義)(第九三一号)

義務教育施設費国庫負担制度確立に関する陳情書(愛媛県町村長藤堂満義)(第九三一号)

出席政府委員

同外二件(藤枝泉介君紹介)(第二十九号)

本日の会議に付した案件

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出第一一五号)

へき地教育振興法の一部改正に関する法律案(三浦一雄君紹介)(第三〇〇〇号)

女子教育職員の産前産後の休暇中にいたしました。



○渡海委員 ただいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につき、その立案の趣旨を申し上げますとともに、内容の概略について御説明申し上げます。

産業教育振興法におきましては、産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、資格、定員及び待遇について特別の措置が講ぜられなければならぬ旨を規定しており、この規定に基き、取りあえず農業または水産にかかる産業教育に従事する教員に対して産業教育手当を支給する現行法の制定をみたのであります。が、同法審議の際の附帯決議もあり、その後種々検討の結果、今回さらに、工業、電波、船舶にかかる産業教育に従事する教員並びに農業及び水産を含め、これら教育の実習について、教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者により所要の改正を行おうとするものであります。

そもそも、工業高等学校的教育は、工場における実質的推進力となる現場技術員を養成することを目的とするものであります。この意味からその教育は実質的な生産教育であります。

従つて、その教育の中心をなしますものは生産的実習でありますから、生徒一人々々の体験と反復練習が絶対に必要なのであります。そのため、工業科の教員は実習指導のための諸準備、実習資材の手配、設備の保全、修理及び整備、実習作業の指導あるいは特別研究の指導等多忙をきわめるのであり

ます。

以上でおわかりのように、これら工業科教員の勤務は、農業あるいは水産の他の研究機関等の職員に比し、精神的肉体的負担がきわめて大きいのであります。まして、高等学校の農業または水産科の教員との比較においてまさに匹敵するものがあるのですから、工農船高等学校は工業高等学校及び水産高等学校に、それぞれ全く準ずるものとして今回同時に取り上げた次第であります。

次に実習助手についてであります

が、実習助手は教諭を助けて各分野別に実習指導を分担し、また実習指導の準備や整理始末を主たる任務としており、その職務内容は教員に準ずるものであります。その職務のものとの均衡もありますが、ただ問題になりますのは、実習助手の手当の範囲をどのようにするのか、その点について提案者に質問いたします。

○渡海委員 提案理由の説明の中でも申しましたように、実習助手のすべてのものを対象といたしますことは、他の職務のものとの均衡もありますので、政令の定むるものといたします。

○佐藤(觀)委員 実はこの法案について予定いたしておられますのは、特殊技能を有する教員に準するものを予定しておるのでございまして、細部の点につきましては本委員会における審議の経過をも考えまして規定されるもの、かように考えておる次第でござい

ます。

まして、その実習指導に当たりましては、機械操作、薬品処理、高温高熱処理、高圧作業等困難かつ強度な作業等に従事しなければならないと同時に、生徒の安全管理に対する特別な心労をも費し、さるにまた生産実習でありますので、継続的指導の都合上深夜に及ぶこともししばしばあります。

以上はなはだ簡単でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

○山下委員長 質疑の通告がございましたからこれを許します。佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 本案は前国会においていろいろ審議された問題であります。それが今度自由党的提案で出されたということはまことにけつこうであります。ただ問題になりますのは、実習助手の手当の範囲をどのようにするのか、その点について提案者に質問いたします。

○渡海委員 提案理由の説明の中でも申しましたように、実習助手のすべてのものを対象といたしますことは、他の職務のものとの均衡もありますので、政令の定むるものといたします。

○佐藤(觀)委員 実はこの法案について予定いたしておられますのは、特殊技能を有する教員に準するものを予定しておるのでございまして、細部の点につきましては本委員会における審議の経過をも考えまして規定されるもの、かように考えておる次第でござい

ます。

いう強い案があり、予算関係もありますので、十分ではないにしても、一応は先国会を通ったのでありますから、ぜひとも一つこの趣旨を体して、本案が実際にうまく行われるように私は要望して、質疑を終ります。

○山下委員長 この際国際法第五十七条の三の規定により、本案に対する内閣の意見を聴取いたしたいと存します。松永文部大臣。

○渡海委員 私立学校の重要性、佐藤委員の言われるのもっともでございまして、私たちもその重要性は十分認めでおりますが、私立学校の待遇の標準が、国立並びに公立の学校に比しまして非常に区々雑多であるのが現状でございまして、その実情などもいま少しよく調査いたしまして、御趣旨を講ずべきものである、かようにして御趣旨は十分同意でございます。

○佐藤(觀)委員 今度は政府委員において御趣旨は割愛した次第でございましたが、ただ問題になりますのは、実習助手の手当の範囲をどのようにするのか、その点について提案者に質問いたしました。

○佐藤(觀)委員 私は日本社会党を代表して、本案に対し賛成の意を表するものであります。

しかしながら本案は審議中再三検討になりましたように、特殊技能を有する等、教員に準する者といふことで、私どもはその範囲を一つ明確に政令で規定いたしたい、かように考えておりましたが、これにて終了いたしました。

○佐藤(觀)委員 私は日本社会党を代表して、本案に対し賛成の意を表するものであります。

しかししながら本案は審議中再三検討が加えられましたように、私立学校に對しては何らの措置もとられていないのでござります。政府は私立学校の重要性にかんがみ、理振法、産振法によって見られるような私立学校への補助について、来国会までに措置されるよう、特に要望いたしまして、私の賛成討論を終ります。

○山下委員長 これにて討論は終りました。

これまで、政令で定めるものに限ることにしておりまして、特殊技能を有する者に限り、特殊技能を有する者に限定いたす予定であります。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。(拍手)

この際坂田道太君より発言を求める所であります。これを許します。坂田道太君。

○坂田委員 ただいま可決されました農業又は水産に係る産業教育に従事する國立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案に関して、次の通り要望いたしたいと存じます。

## 要望案

産業教育振興法の趣旨に基き、私立学校の重要性とその財政の窮状とに鑑み、本法案の内容が農業、水産、工業(電波を含む)、又は商船に係る産業教育に従事する私立の高等学校の教員及び実習助手に対しても来年度より等しく準用されるよう、政府は速やかに所要の措置を講すべきである。

右要望する。

以上でございます。委員各位の御賛成を得まして、本委員会の決定としていただきたいと存じます。御賛成をお願いいたします。

○山下委員長 ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○山下委員長 それでは速記を始めます。たゞいまの坂田君の御提案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔縦員起立〕

○山下委員長 起立縦員。よつて坂田君の提案のごとく決しました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により委

員長に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

よつて決しました。

○山下委員長 御異議なしと認め、さ

くらべて、次に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を議題となし、審査を進めます。

質疑の通告がござりますからこれを許します。櫻井奎夫君。

○櫻井委員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案について質問をいたします。

この法律は第一条に目的が明記してあります通り、公立の義務教育諸学校に關しての学級規模と、教員の配置の適正化をはかるために、学級編制及び教職員定数の標準についての必要な事項を定めて、もつてわが国の義務教育水準の維持、向上をはかる、こういう法律でございまして、その法の精神、趣旨、こういうものについては私どもは全く賛成の立場をとるのでござります。この法律をしそいに検討して参りますならば、全くこの義務教育水準がますならぬ。全くこの義務教育水準が向上する面もあるし、あるいはまた逆行する面もあるし、あるいはまた逆に逆行する面もあるし、あるいはまたとにかくこの法律を作りながら、幾つもの抜け穴を設けておる、こういう点について私どもははなはだ不満に思ひのでござります。従いまして、私はこの法案の内容につきまして、ただいまより質疑をいたしたいと思います。

まず第一点は、この法律の題名でござります。学級編制及び教職員定数の

をどうしてお使いになつたか。今まで学校教育法施行規則におきましても基準という言葉を使ってある。高等学校も甲号、乙号というふうに法的には基準という言葉を使ってある。ところが今回出てきた法律案を見ると、今までのそういう言葉を一擧して、標準といふ言葉を使ってあるわけであります。

が、この基準と標準との法的意味の相違を一つお聞かせを願いたい。

○内藤政府委員 基準と申しましても標準と申しましても同じような趣旨でございます。別に他意があつたわけではありません。

○内藤政府委員 はございません。

とでございますが、なるほどこの法律案を見ますと、附則のところはどうも御異議ありませんか。

同学年の児童又は生徒を四以下の学級に編制する場合の一学級の児童又は生徒の数の基準は、別に政令で定める数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。」こういうことであります

が、一休「政令で定める数を基準として」というこの政令の内容はいかなるものであるか、お示しを願いたい。

○内藤政府委員 これは後にも問題になりますが、大体私どもは五十を基準にいたしますが、小さい学級の場合には五十五まではやむを得ないだろう、

たとえば単式と申しますか、一学級で

すつといふ場合、この場合には五十を一つこえますと二十六人で今度学級を作らなければならぬ、こういうことに

なりますので、こういふ場合を予想したしまして五十五までは認めよう、こういふことを考えておるわけでござります。

○内藤政府委員 中身は別に変つたわ

けではございません。標準と基準との言葉のあやの問題だと私どもは思いますが、少くとも内容的には同じもの

だと考えております。

○櫻井委員 それでは文部省の解釈は

従来の文教関係の法律に盛られておる

基準と同じ考え方である、こういうこ

とは確認してよろしくござります

か。

○内藤政府委員 さようでございま

す。

○櫻井委員 そうすると第四条に、五

人を加えた数をこえる数によろうとす

るときは文部大臣の意見を聞かなければならぬ、とござります。これは五十五人にはまた五人を加えるということ

ですか、五十人に五人を加えるといふ

意味ですか。

○内藤政府委員 そこにカッコに書い

てござりますように「政令で定める数」となつておりますから、五十五人以上にはならないという意味です。

○櫻井委員 このカッコの中の政令は前政令と同じ政令ですか。

○内藤政府委員 さようでございま

○櫻井委員 そうするとこれは五十五人までの単式学級といいますか、五十人までは認める、こういふことに解釈してよろしくござりますか。

○内藤政府委員 さようでございます。

○櫻井委員 学校教育の設置基準には大体五十名となつておる。ところが今回このような、政令で定める五十五名までもよろしい、こういふことになると、この法律はすし詰め学級に対しても前進しないでしよう。学校教

育の設置基準よりもさらに後退しておる、五十名とうたつておるから。今度は五十五名まで政令で認める、これはかえつて逆行しておる法だと考えるのであります。その点いかがですか。

○内藤政府委員 御指摘のように施行規則では五十人以下を標準とするといふよくなつておりますが、現在五十人以下の学級が全国で十四万学級に及んでおるのであります。ですから、私どもこの法律によって財源の裏打ちをしなければならぬ。施行規則の場合には必ずしも財政的な保障がないわけでございます。今回の法律は半額は国で負担しますし、残りの半額につきましては地方交付税におきましてこの定数をとることになつております。従つてこの定数は確実に保障されますので、私どもすし詰め学級が大幅に解消できる、かように考えておるのであります。

○櫻井委員 そうすると大体学校教育法施行規則では一応の理想といふものを作つたのであって、今度のは現実に即して予算の裏づけをしなければならないから五人くらいの幅を認めた、

○内藤政府委員 大体その五人程度の範囲は認めないと困るのではないか。たとえば先ほど申しましたように、一学級五十一人になつたら二つ分

この学級に分けるとおっしゃいますと、これは二十六人で一学級にしなければならぬという点で、財政上不経済になる点もありますので、多少のゆとりとまではよろしい、こういふことになると、この法律はすし詰め学級に対しても前進しないでしよう。学校教

育の設置基準は二十六人で二つ分の学級に分けるとおっしゃいますと、

○櫻井委員 局長の趣旨はわかりました。しかしこ日本の義務教育の大

きな障害となつておるのは、しばしば申し上げます通り、すし詰め学級あるいは二部授業、こういふよりなもののが、やはり義務教育の水準を向上させる上に大きな壁となつておる」とはおおうべからざるところの事実でござります。

○櫻井委員 局長の趣旨はわかりました。しかしこ日本の義務教育の大

きな障害となつておるのは、しばしば申し上げます通り、すし詰め学級あるいは二部授業、こういふよりなもののが、

やはり義務教育の水準を向上させる上に大きな壁となつておる」とはおおうべからざるところの事実でござります。

○櫻井委員 局長の趣旨はわかりました。しかしこ日本の義務教育の大

きな障害となつておるのは、しばしば申し上げます通り、すし詰め学級あるいは二部授業、こういふよりのものが、

やはり義務教育の水準を向上させる上に大きな壁となつておる」とはおおうべからざるところの事実でござります。

○櫻井委員 局長の趣旨はわかりました。しかしこ日本の義務教育の大

きな障害となつておるのは、しばしば申し上げます通り、すし詰め学級あるいは二部授業、こういふよりのものが、

ますが、そのような資料を文部省はお持ちであるかどうか。

○内藤政府委員 御指摘のように児童大体三十人から三十五人の範囲でござります。わが國でもできるだけ生徒数を低くいたしたいでござりますけれども、終戦後六・三制を一举に実施いたしました関係でまだ整備ができる限りでござります。

○内藤政府委員 先ほど申しましたよ

りませんので、この程度で現状は一步前進したと考えておりまして、十分満足という意味ではございません。今後努力いたしたいと考えます。

○櫻井委員 一步前進という意味では私どもも同感なんであります。先ほど私が申しました通正学級とは、わが国において一休どれくらいのものを通正

学級にしたらしいか。そういう科学的研究の資料——諸外国でもございましょう、こういうものを資料として本委員会に御提出を願いたい、これを頗りたいとしておきます。

○内藤政府委員 さようでございま

すね。それで、そういうものに対しても

文部省は何とかしたいということをこ

ういう法律を出しておられるわけであ

りましょら、これははなはだ私ども

としては不満足である。もう一步前進した數を出して、もつと積極的にこの

に切り下げるよう最善の努力をいたします。しかしこれは意見でございま

すか。○内藤政府委員 御説の通り一学級から五学級までは一でございますが、第三項に「五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数」、この三項がござりますから、一プラス・アルファーでござります。

○櫻井委員 私はこの法律の大きな欠点は、何でもかでも——何でもかでもと言つては詰めがありますが、大事なところにいくと政令にゆだねて義務づけていない、ここにこの法律を私どもがざる法という大きな原因があるのであります。この政令がないとすると一学級から五学級までの間は学級数かける一でしょ。それは学級担任とおっしゃる、そうするとそうち学校には校長を置かなくてよいのですか。五学級

の学校には学級担任が五人、校長はいるのでしょ。そういうことがござらないのでしょ。そういう学校には校長を置かなくてよいのですか。五学級までの間は学級数かける一でしょ。それは学級担任とおっしゃる、そうするとそうち学校には校長を置かなくてよいのですか。五学級

の学校には学級担任が五人、校長はいるのでしょ。そういう学校には校長を置かなくてよいのですか。五学級までの間は学級数かける一でしょ。それは学級担任とおっしゃる、

○内藤政府委員 財政的な責任を持つて指導をする。こういう意味ですね。

○内藤政府委員 さようでございま

すね。それは教職員定数の基準、あなた方の言葉で言えば標準を説明しておるわけ

です。○櫻井委員 第七条でございますが、これは教職員定数の基準、あなた方の言葉で言えば標準を説明しておるわけ

です。○内藤政府委員 さようでございま

すね。○櫻井委員 さようでございま

すね。○内藤政府委員 さようでございま

すか。○内藤政府委員 御説の通り一学級から五学級までは一でございますが、第三項に「五学級以下の学校の総数に政令で定める数を乗じて得た数」、この三項がござりますから、一プラス・アルファーでござります。

○櫻井委員 大体私どもの指導行

政いたしましては、五学級以下は校長といふものを大体認めない方針でござります。六学級以上に校長といふものを置くように指導いたしたいと考えております。

○内藤政府委員 特別の場合はもちろん置きます。しかし五学級以下の場合は全国ばらばらなのでございます。五

学級以下の場合分校になつておるこ

と見の言ひっぱなしで、公的な解釈を聞

おるといふよくな報告を私どもは聞いておる。たとえば同じ学年の生徒を五

十人と三十人に分けて、同じ教師が同じ期間内に同じ学科を教えて、その結果の測定をやつておる。あるいはまた東大でもそういう実験がなされておる

ことを聞いておるわけでございま

す。

○内藤政府委員 さようでございま

す。

るが相当多いのでござります。それから独立校になつておるところも多い、こういうような点で、その辺で非常に学校としてどうしても他との関係で独立せざるを得ないような場合はもちろん校長を置くと思ひます。しかし分校を置いておりません。そのことを申し上げたわけであります。

○櫻井委員 もちろんこれは小さな学校でございますから、五学級以下の学校は山間僻地の学校が多いと思いま

す。そういう場合は分校にして校長を置かない、こういうことになりますと、最近盛んに問題になつておること、僻地教育の振興ということにも大きな影響を持つてゐる。やはり五学

級以下の小さな学校でも校長がなければ校長にかかる分校主任、校長といふ名前がつかなければ分校主任といふことも

運営に対する責任を持たせるといふことを学級担任外に置いて、その学校の運営が、これは現状より悪くなるわ

けです。従つて私が聞きたいことは、

○櫻井委員 そうすると政令で定められたことは、この政令の内容には専任を置く教員を考えておる、もちろんそうでなければこれはならないわけです。そな

なれば、これは現状より悪くなるわ

けです。従つて私が聞きたいことは、

○櫻井委員 その政令の内容が現状よりも進んでお

るか、これは資料を出してもららねば

はつきりいたします。しかしそういふ資料を今ここで引き合いに出してやつておる時間もないようでござりますから、必ず私は分校を置いても、分校主

任なりあるいは校長を置かなければなりません。あるべき姿は学級担任外に学校の責任者といふものを

置かなくちやならない、従つて現状の

○櫻井委員 そういう専任教諭を置いておられるのか、現状でもいいと考えておられるのか、この政令の内容をはつきり御答弁を願いたい。

○内藤政府委員 現状よりは上回つてお考えでござりますか。

○櫻井委員 もちろんこれは小さな学校でございますから、五学級以下の学

校は山間僻地の学校が多いと思いま

す。そういう場合は分校にして校長を置かない、こういうことになりますと、最近盛んに問題になつておること、僻地教育の振興

についてお尋ねしますが、どうぞお答えでござりますが、どういうふうにお考

えでござりますが、どうぞお聞かせください。

○櫻井委員 さうすると専任の教諭を置く場合に、どうしても専任の教諭を置く場合があり得ると思うのです。専任の校長

は置くことがあるから、政令である程度の数を認めているわけであります。

○内藤政府委員 これは全部の学校に専任の校長を置くこと、必ずしも必要

かどうかといたることは、必ずしも必要

かとも思ひます。しかしいずれにいたしましても、兼任の主事なり兼任の校

長はどうしても必要でございます。ですから何らかの形で兼任で責任者を置くことは、これは必要でござります。

○櫻井委員 さうすると専任を置けるよ

うな数を政令で考へておけるわけでござります。

○内藤政府委員 それは責任を持つて下回らないようにしていただきたいと思ひます。

○櫻井委員 それから今の表によりますと、六学級から十七学級までの学校

がその学級数にかかる二という形でござりますから、ここで初めて校長と学

級担任という形が出てくるわけです

ね。ところが十八学級から三十学級までの学校は四という形が出てくる。こ

の四是おそらく事務職員あるいは養護教員をさしておると思ひであります

が、その内容はどのようにお考へですか。

○内藤政府委員 十八から三十までの四のちは、先ほどお話を校長、それ

から事務職員、あと二名が級外でござります。いわゆる専科教員の

制度を加味しておるわけであります。

○櫻井委員 その内容はどのようにお考へですか。

○内藤政府委員 事務職員の増員を予想しましては、まことに私ども趣旨には

同感でございまして、この法案でも約七百名ほどの事務職員の増員を予想し

ておるわけであります。私どももなるべく早い機会に十二学級くらいから事務職員を置けるように考慮したいと考

えておりますが、来年のお約束は

ちょっと私は無理かと思つております。

○櫻井委員 このようなことで一応の定数といふものが確保されると思うの

であります。しかし現在事務職員、養護教員の数がこの基準より上回つておるという県が十三県くらいあると聞いておるわけであります。私どももなるべくえたとたんにそういう上回つておる府県に対する、特に事務職員、養護教員といふのは力が弱いのでありますから、そういう者を一休この法律によつてどういうふうに処置をしていくことを考へられておるか。

○内藤政府委員 これは各県ごとに教員の総数の算出の仕方がございますので、この通り養護教諭を置けとか、あるいは事務職員を置けといふ意味でございます。

○櫻井委員 その総数が上回つてない限りは、その中で彼此融

通し合うことは差しつかえないのですが、そういうところ

のでは、これはやはり事務職員を置かないという形で出て参る。私どもはもう少しこれを

たしかに文部省はもつと本腰になり、いろいろ大きな原因だと思ひます。

○内藤政府委員 お約束はまだございません。ところに文部省はもう少しこういう

勤務評定なんといふんですか。それが、あなたの言葉は議事録に載つてお

りませんから、現状より決して下回せ

ないのだ、こういうことを確認してよ

りませんから、あなたが言葉をこねてお

りませんから、現状より決して下回せ

ないのだ、こういうことを確認してよ

りますから、現状より決して下回せ

ないのだ、こういうことを確認してよ

りますから、現状より決して下回せ

ないのだ、こういうことを確認してよ

りますから、現状より決して下回せ

りまして、それぞれの県の特殊性に基いて、事務職員の多いところもあること、養護教諭の多いところもあることは、私どもけつこうだと考えております。

○櫻井委員 これは各府県の実情に基づいてそれを配置しておるわけございましょうから、あなたの今おっしゃる通りであります。しかし私はこの基準よりも事務職員なり養護教員なりの数を多くしているということは、やはり学校の健康管理といふものに非常な関心を持つておるとか、あるいは業務の面を省いて、先生方を教育に専心させようという、要するに教育に熱意がある県がそういう上回った数を置いておるのだと思うのです。従つてこういう法律が出たために、その上回った県の、特に養護教員が多いからこれを普通の一般教職員に振りかえようといふようなことで、ここに一つの出血、首切りといふものが起きないとは保障できないわけであります。そういうことを私どもは非常に心配いたしますので、このような教育に熱意のある県が示しておる実態といふものは、やはり現状のままこれを認めていくそこに首切りであるとか、事務職員は要らないのだというような事態が起らないような御指導を文部省にしていただきたいと思ひますが、この点についてはいかがでござりますか。

○内藤政府委員 御趣旨の通り指導いたしたいと考えております。ただこの前佐賀県あたりで起きた場合、主として佐賀県は事務職員、養護教諭を非常に多く置いておるのでございます。ですから、この基準よりもあるいは上回つておると思ひますが、全体として

は、この定数あたりで佐賀県も間に合つておることになつておるのであります。いましおから、あなたの今おっしゃる通りであります。しかし私はこの基準よりも事務職員なり養護教員なりの数を多くしておるということは、やはり学校の健康管理といふものに非常な関心を持つておるとか、あるいは業務の面を省いて、先生方を教育に専心させようという、要するに教育に熱意がある県が上回つたところにそういう首切りといふものが起きないように指導なさる、

○松永国務大臣 ただいま内藤局長が申し上げた通り、責任を持って断行するつもりであります。

○櫻井委員 特に上回つておる県は、いろいろ県の実情もあると思いますが、群馬、長野、埼玉、宮城、静岡、兵庫、東京、こういうところは、この法律より実際現実に上回つておるのであります。従つて、そういう府県において、この法律が出たために後退しなければならないという事が起きないよう御指導をいただかなければ、せつかくのこの義務教育の水準を向上させるという大精神の法律が、逆に向かへばならないという事が起きない形になつておる。特にこの二項の後段ですね、これはない方がいいのじやないですか。すし詰め学級解消の熱意がさらにならぬために何だかおかしげな形になつておる。この後段に「一学級の児童又は生徒の数の標準について」などあるのです。この後段に「一学級の児童又は生徒の数の標準について」などあるのです。この後段に「一学級の児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用についての必要な説替は、政令で定める。」といふことで、せつかくこの前の方にいますので、それと全国的な歩調を合せる御旨で政令で定めたい、かよくなれる御旨でござります。

○内藤政府委員 一つは、学校の建築の整備の状況も考え、一つは、三十年生徒数はビーケになりますが、三十三年以來の生徒数の減少を見合せて、そして大体五年間ですし詰め三十三年以來の生徒数はビーケになります。そうすると、この法律において、しばしば申し上げます通り、政令でござりますので、それと全国的な歩調を合せる御旨で政令で定めたい、かよくなれる御旨でござります。

○櫻井委員 そうすると、この暫定的標準となるべき定数がうたつてあります。ですが、これは自治庁からいく交付税の対象になるのは、この政令で定めた定数が交付税の対象になるのか、それとも本法にずっと規定してあるこの数が定数になるのか。

○内藤政府委員 これは政令でござります。

○櫻井委員 最後にこの附則でございますが、この附則は、実はこれは全くこの法の精神から、せつかくの法律がつきしておきたいと思います。これが、この附則があるために何だかおかしげな形になつておる。特にこの二項の後段ですね、これはない方がいいのじやないですか。すし詰め学級解消の熱意がさらにならぬために何だかおかしげな形になつておる。特にこの二項の後段ですね、これはない方がいいのじやないですか。すし詰め学級解消の熱意がさらにならぬために何だかおかしげな形になつたのか、御答弁をお願いしたい。

○内藤政府委員 一ぺんに五十五人以下に切り下げますと、これは財政の負担も非常に多くなります。またそれがこの教室の整備もできないわけございません。ですから、一つは、学校の建物の整備の状況も考え、一つは、三十年生徒数はビーケになりますが、三十三年以來の生徒数の減少を見合せて、そして大体五年間ですし詰め三十三年以來の生徒数はビーケになります。そうすると、この法律において、しばしば申し上げます通り、政令でござりますので、それと全国的な歩調を合せる御旨で政令で定めたい、かよくなれる御旨でござります。

○内藤政府委員 これは暫定的にその標準となるべき数を定めるのでござりますから、この附則もあわせて法律の一部でござりますので、この場合にはこの政令で基本になるわけであります。

○櫻井委員 これは暫定的にその標準となるべき数を定めるのでござりますから、この附則もあわせて法律の一部でござりますので、この場合にはこの政令で基本になるわけであります。

○内藤政府委員 それから第三項であります。三年先も暫定的だし、こういうものを持たなければ、ここにはつきり法律で五十

のがほとんどこの法律を規制しておる、こういう点についてどうですか。

○内藤政府委員 大体この定数を用いますとふえる県が三十五、六県で、四分の三くらいがあえるのでございま

す。そのふえる場合に、一挙に数百人もふえますと、地方財政の上からも一挙にはなかなか参らぬと思いますの

で、私どもは大体三年間程度を予定し

て、三年間のうちにこの定数まで引き

上げたい。一度に増員することはか

えつて混乱を起しますので、さような趣旨であります。

○櫻井委員 さつき五年間とおっしゃつたが、あれは違うのですか。

ちよつともう一ぺん……。

○内藤政府委員 これは三年間にこの定数まで引き上げたい。多いところで

一ぺんに六、七百ふえるところもござ

いますから、六、七百一ぺんにふやす

わけには参らぬ、こういう趣旨でござ

ります。

○櫻井委員 附則第四項に至つては、

これは全くざる法の本質を暴露してお

る。「公立の小学校の同学年の児童で編

制する学級のうち、一学級の児童の

数が五十五人をこえるものが

おいては、当分の間、当該都道府県

の小学校教職員定数は、第七条の規定

にかかるらず、同条の規定により算定

した數に政令で定める數を加えた數を

標準とするものとする」、ここにもまた

政令が出てきている。それでは五十五人をこえて、また政令で定めたら六十人の学級もいい、こういうことになる

のですか。その解釈はどうなんですか。

○内藤政府委員 それは違うのであり

ます。これは、五十五人以上で現実に學級編制をしておるところがあるわけ

です。私どもは五十五人以下にしたいだけれども、やはり当分の間五十五人以上の学級が相当あることを予想しますとふえる県が三十五、六県で、四分の三くらいがあえるのでございま

す。そのふえる場合に、教員数をふえますと、地方財政の上からも一

歩あげたい。一度に増員することはか

えつて混乱を起しますので、さような趣旨であります。

○山下委員長 佐藤觀次郎君。

○佐藤(觀)委員 時間もだいぶ過ぎてありますし、櫻井君からもいろいろ質問がありましたので、簡単に二、三の点だけお尋ねしたいと思います。

すし詰め学級の解消ということは非

常にいいことでございまして、この法

案について何も反対することはないと思

いますが、いろいろ議論もありま

して、長い間審議をしたのですが、私ど

も愛知県なんかでも六十五人くらいの

自治庁なんかは、予算の関係もありま

すから、すぐというわけにもいかぬけ

で、一体文部省は一学級でどれくらい

の生徒数なら工合がいい、これが理想

案だといろいろな目安があるのかない

のか。御承知のように、大蔵省並びに

体九県がこの基準よりも下回っており

ます。そこでさような県につきまして

は、ぜひ私どもの予定しておりますと

ころのすし詰め学級の解消よりもさら

にテンボを早めていただいて、その

余つてはいる分だけすし詰め学級解消に

回るよう指導いたしたいと考えてお

ります。

○内藤政府委員 私どもは五十人以下

にいたしたいと思っております。やむ

を得ざる場合には五十五人程度まで認め

ているわけであります。しかし私ど

もとしては、これは理想ではございま

せんで、将来五十人以下になりました

場合には四十人程度に下げていきた

い、かように考えております。

○佐藤(觀)委員 大体小学校の生徒のピーカがきておりますので、これ以上

生徒がふえることはありませんけれど

も、この法律について非常に心配され

はないか。先ほど申しましたように、

三分の三はふえるけれども、あと四分

の一減れば、そこで教員の定数を減ら

されて首になるのだという心配の人が

あるわけです。この点について参議院

でも予算委員会でいろいろ質疑があつ

て、自治庁並びに文部省からもいろ

いろ話があつたことを承わっております

が、私どもが心配しておるのは、そ

ういう点について角をため牛を殺し

たというような例があるのであります。

どんな法案でありますも、やは

り欠陥がありますが、そういう点につ

いての心配はないのか、この点につい

て内藤さんの御意見を承わりたいと思

います。

○内藤政府委員 この法律を適用した場合に、先ほど申しましたように、大

体九県がこの基準よりも下回っており

ます。そこでさような県につきまして

は、ぜひ私どもの予定しておりますと

ころのすし詰め学級の解消よりもさら

にテンボを早めていただいて、その

余つてはいる分だけすし詰め学級解消に

回るよう指導いたしたいと考えてお

ります。

○佐藤(觀)委員 一ぺんにはいかぬと

は思はずけれども、これはただ文部

省がすし詰め学級を解消したという宣

伝に利用されるようなことがあつては

いけないので、この点についてはわれ

われが地方におりまして、学校の增

設あるいは今的小学校、中学校におけ

るところの生徒数のすし詰めの現状を

見て、このままではしようがないといふ意見もあり、またわれわれも現状を見ておるわけであります。

それは私が先ほどの質疑で明らかにいたしましたように、やはり現在の義務

教育の水準を向上させよう、一步でも前進させようけれども、この法律の

中には、やはり多數の抜け穴があるし、

特に問題となるのは、現在この法律

が施行された場合において、この法律

よりも上回って定数を持つておる都

府県が十県から九県くらいあると思いま

す。こういう上回って教育に熱意をさ

さげてきたところの都道府県が、この

法律が出たために、その上回った定員

が削られる、こういうおそれがあるこ

とを最も憂慮するわけでございます。

今内藤さんの答弁を聞きますと、そ

ういうことはしないのだ、そういうこと

はできるだけ避けるんだ、文部省はそ

ういう指導はしないということを言つ

ておられるわけですが、それを

法律の中でも明確にうたわない限り、内

藤さんは信頼すべき局長ではあります

けれども、内藤さんの言葉だけでは、

そういう事態が起きたときに責任を追

究してみたところで、これはあとの祭

でございますので、私どもはやはりこ

の法律の中にはつきり、そういう事態

が招来されないように、附則の四項の

あとに(現員が定数をこえる場合の経過措置)、こういう五項を起しまして、

が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならぬ。

第一類第六号 文教委員会議録第十八号 昭和三十二年四月十六日

「この法律の施行の際、現員が定数をこれ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準としている都道府県は、第三条第二項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかるればならない。」こうい

うことをこの法律に付加することに神もそこにあると思いますので、私はそのような趣旨に基いて修正案を提案をいたします。何とぞ委員各位の御賛同を心からお願い申し上げます。修正案提出理由の説明を終る次第でござります。

○山下委員長 これにて修正案の趣旨説明は終りました。本修正案に対し質疑はございませんか——別に発言もないようですが、御異議ございませんか。——別になければ、お諮りいたします。別に討論の通告がございませんので、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり

○山下委員長 異議なしと認め、これより採決をいたします。まず櫻井君提出の修正案についてお詫びいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

○山下委員長 起立総員。よって櫻井君提出の修正案は可決されました。

次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を願います。

〔総員起立〕

本決議案に伴う委員会報告書の作成につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○野原委員 今年度からということになりましたと三十三年四月から実施となります。四月から実施するのをい

うわけですね。そうするとあなたがいつまで通達を出された日付はいつになつてお

ましたので、本年度から実施するようになりますと三十三年四月から実施となります。そこで、中教審でも御審議になつておると私思います。この趣旨は従来高等学校の別科には補助いたしておりません。このたび新しく補助いたしましたので、従来のものと区別する趣旨でございます。

○内藤政府委員 新設と言われるわけを御答弁願いたいと思います。通達に産業科の新設についてといたしまして、従来のものと区別する趣旨でございます。

○内藤政府委員 産業科という名前は新しく起したわけでございます。それは先ほど申しておりますように、従来の高等学校別科と区別する趣旨でございます。

○野原委員 三十三年の四月から実施するといふことです。このために予算はどれだけになつておりますか。これは予算書にたしか出ておつたと思ひますけれども、あらためてお聞きしておきたい。

○内藤政府委員 たしか四千四百万だと記憶しております。

○野原委員 それではこういう別科による産業科でどういうような社会の要求にこなえる人間を作ろうと文部省は

夫君提出の修正案の通り修正議決すべきものと決しました。この際坂田道太君より発言を求められております。この法律案に対する附帯決議をつけたいと

法律案に対する附帯決議をつけていたいと

○野原委員 内藤局長に私は質問したことがあります。質疑を許します。野原君。あなたは最近通達を次から次へと出しておるので、あなたが出された通達の中に産業科の新設についての通達がおされておるよう聞くのですが、これは一体どういう内容のものですか。その中身及びいつ出したのか承りたい。

○野原委員 通達はたしか三月の中旬が、これは一体どういう内容のものであります。月からやるもので、わざか二週間しかな

うような詰つた日に通達をされるとい

う申述べたと思ひます。

○野原委員 通達はたしか三月の中旬

が、これは一体どういう内容のものであります。月からやるもので、わざか二週間しかな

うような詰つた日に通達をされるとい

う申述べたと思ひます。

○内藤政府委員 本年度予算におきま

定された定数をこえる都道府県においては、その現員を確保するよう万全の措置を講すべきである。

は新設という文句で下に流したのですが、別科というのはあるのですが、中教審は結論は出していないはずです。科学技術教育についての論議はあつたかもそれないけれども、私の記憶では高等学校別科の産業科をやれという結論は具体的には中教審から出ていないはずであります。ところが別科の新設などというような通達を出すことは間違いでないか。どういうわけで新設というようないいわけですね。そうするとあなたがいつまで通達を出されたのか、お聞きをいたしたい。

○内藤政府委員 先ほど申しましたように、日付を今ちょっとと思い出せませぬけれども、予算の施行に伴うものであります。四月には発足できるよう、予算成立前に私どもの希望を申述べたと思ひます。

○野原委員 通達はたしか三月の中旬ではなかつたかと私は聞くのです。なるほど別科という制度はありますが、

別科による産業科を設ける場合に、四月からやるもので、わざか二週間しかなうところに問題点の一つがあります。この点について一体中教審の答申は出ておるのかどうか承りたいとおきたい。

○内藤政府委員 産業科という名前はしよう。そこで、産業科の新設といふ形をとつております。大体一年な

いし夜間の場合には二年で短期速成に技術者を養成するという趣旨のものでございます。これは二十三課程分でござります。制度的には高等学校の別科といふ形をとつております。大体一年な

いし夜間の場合には二年で短期速成に技術者を養成するという趣旨のものでござります。これは二十三課程分でござります。制度的には高等学校の別科といふ形をとつております。大体一年な

九

考へておるのか。こういうものを設けて一年か二年でやるんでしょう。一体どういう人間をこの別科で養成しようと考えておるのか、社会のどういうような需要によって、熾烈なる要求によつてこういうようなことをあなたが考へられたのか、これを承へておきたい。

○内藤政府委員 非常に短期速成で、中堅技術者の養成が要望されておりまして、現に労働省でやっておりますと

ころの都道府県の職業補導所でござりますが、これも非常に需要が多いのでござります。また一方において各種学

校の入学者も非常に多い、こういうような状況で、高等学校三年では少し長過ぎるというような方が、一年の別科では早く卒業ができるから、こういう趣旨であります。大体労働省の職業補導所がやっておるような、主として車能工の養成になると思います。

○野原委員 たしか私の記憶に間違いなければ、予算説明書の中にも中堅技術者の養成、こういうようにうたわ

れておつたようだなと思います。そこでこのこともしばらくおいておきま

すが、もう一点念のためにお尋ねし

ます。産業科の新設ということになると、その点をどうお考へになつてお

か承わりたい。

○内藤政府委員 従来の別科の基準でござります。

○野原委員 別科の規定といふのは実にあいまいなものでしょ。あなたはこれは別科だからといふけれども、それによって具体的に別科の規定による設置基準とはどういうことになるのか、こ

れを承りたい。

○内藤政府委員 従来指導して参つた時間数は年間どの程度の時間数をやるべきか、あるいはどういふ内容のものを教えるべきか、かよな基準が従来もございましたし、また私どもはそれに即応して定めておるのでございます。

○野原委員 それではお尋ねしますが、時間数は年間を通じてどれだけ用意しておりますか。

○内藤政府委員 大体千四百時間くらいを予定しております。

○野原委員 もちろん教育課程審議会に私はおかげになつたと思う。なるほど教育法には別科ということはうつたつておりますけれども、これは實際は新設なんです。具体的に別科をとつてお

よ。しかし別科という形で、こういつた特殊な産業教育が今日までなされておらず、だからそうなつて参ります

よ。しかし別科といふ形で、こういつた特殊な産業教育が今日までなされておらず、だからそうなつて参ります

○内藤政府委員 従来の別科と同じ趣旨でござります。

○野原委員 そこで従来の別科と同じ趣旨だ、こう言われるから、そういうような紋切り型の答弁でなしに、千四百時間の割当ですね、こういうことをどういうように考へておるのか。それは説明できないはずはない。

○内藤政府委員 大体千四百時間をお預かりするようにお思ひになつたことは、おのずから高等学校の教育課程の中できまとことだとお思つております。

○野原委員 そうなりますと、ある高等学校が別科を設けていく、こうなつて参りますと、そいつた学科、つまり別科による産業科を設置していく場合に、どういふような課目を教えていきます。設置基準についてはどんなんのか、設置基準についてはどんなんのかといふことをお尋ねしても、あなたはお答えおりません。従来の別科と同じ考え方でござります。

○野原委員 それでは学習要綱についてはどうなんです。つまりこの内容ですね。

○内藤政府委員 高等学校の別科については、すでに学習指導要領が出ておりますので、それに準じておるわけあります。

○野原委員 私が言るのは、この別科による産業科といふのは具体的にどういふようなことを学習していくのか。

今度労働省からは企業内の訓練所といふものについての明確なこまかいもの月からやれ、そいつた差し迫った産業界の熾烈な要望といふものは、あると出でる。あなたが考へておるところの、通達を出した産業科は、どういふような具体的な学習を要求されてこゝにありますか。

○内藤政府委員 先ほどから申し上げたの方にあつたのですか。あつたとすればどういふような内容の要望であるのか、承りておきたい。

○内藤政府委員 これは三月十四日に

通達を出したのは、予算の成立前に、政府が提案したときに、大体こういう旨でござります。

○内藤政府委員 従来の別科と同じ趣旨でござります。

○野原委員 そこで従来の別科と同じ趣旨だ、こう言われるから、そういう

ような紋切り型の答弁でなしに、千四

百時間の割当ですね、こういふことを

どういふように考へておるのか。それ

は説明できないはずはない。

○内藤政府委員 それを予算成立前に政府は準備をするように指導しております。ですから予算成立前に政府は準備をするように指導しております。そ

ういう趣旨でございまして、文書の出た

のはむしろおそらくわざでござ

います。これは衆議院の委員会を通

じて後に出たと思つております。この場

合に私どもは別科については従来も

やつておつたわけであります。ただこ

としから初めて補助金を出すので、補

助の予算の執行上、本年からは産業科

の予算ではないわけであります。ですか

る一種の各種学校のようなものでござ

ります。しかし今後この点は別科の制

度を奨励する趣旨からさらに検討し

て、できるだけ単位をやるとか、今中

央教育審議会でも実は勤労青少年問題

でいろいろ御研究になつていらっしゃ

るので、こういふところの意見もお聞

きしまして、なるべく高等学校の単位

をやつて修学を奨励するようなことを

考へてみたいと考えております。

○野原委員 どうもそこのところが

理解に苦しむのです。別科といふも

のは社会の心要があるのだ、こう申さ

れますけれども、中等教育としては工

業高等学校があるわけですからね。ほ

んどうに産業界にそりうつた中堅技術

者を送らなければならぬ、そういう

必要がある。こういうことであるなら、工業高等学校の定時制を擴充していくなり何なり努力すべきじゃないか。どういうわけでも別科にしたのか。たった四千四百万円の予算を通しておいて、そらして別科だ、こんなもので一体どれだけ産業界に貢献できるものか、その辺を御説明願いたい。

**○内藤政府委員** 文部省も、お説の通り工業学校の電気と機械の課程を、各府県一課程、約四十二課程分だけ増設をしておるわけでござります。

御承知の通り職業訓練法で都道府県の職業指導所を整備充実いたしまして、これも大体一年ないし二年間でやつております。私どもも同様な趣旨で、工

業高等学校があるのですから、そのあたりで短期速成の希望がござりますから、工業高等学校の別科です。付

設されておるわけでございます。施設も設備も大体備わっておりますので、そこで養成する方がむしろ経費の点からも好都合ではなかろうか、かように考へて補助したわけでござります。

**○野原委員** それではお尋ねしますが、労働省の技能者養成として衆議院を通じたいたしまして、企業内一般訓練所ですね、企業内一般訓練所その他いろいろあつたと思う。あの労働省の一般訓練所との別科というものはどこが違うのですか。

**○内藤政府委員** 労働省のは働きながら学ぶと申しますか、新制中学校を出てその会社、工場に入って、その工場で二年ないし三年働きながら養成をいたしておるわけでござります。この養成は、私どもはまだいま学校教育法の一部改正によりまして、ここでやつておる教育で文部大臣が指定した施設の

場合には、これとこれは高等学校の單位に認めようということで、ただいま国会の御審議をわざわざしておるわけですが、それは純然たる高等學校の一部になるわけです。ただいま申しました別科は、これは一年ないし二年ものでございまして、むしろどちらかといえれば労働省の職業指導所の方に近いものでございます。

**○野原委員** 私は労働省の技能者養成の目的を見たところが、労働省の職業訓練所の場合は熟練工の養成とい

うことがうたわれておる。あなたの方の文部省が出した別科による、中堅技術者の養成といふことになつておる。これは違うのですか、同じです。

**○内藤政府委員** これは大きな意味でいえば技術者養成の一環です。ですか

ら技術者養成をする場合に三年の工業高等学校のものもありますし、労働省が労働基準法で進めておる企業内の技術訓練も一環だと思います。またたた

るだけ広く技術者を養成することが必要でありますと考へておるのであります。

**○野原委員** あなたの方は一年で中堅技術者の養成ですねそれから労働省の方は三年で昼間の定時制高等学校に比

べきよろなほんとうに充実した内容を持つておる。予算においてもこれは問題になりませんよ。片一方は數十億円

の予算を——いやそくなつておる。これはあなたの方は四千四百万円だ。労働省の方の予算を見ると——あなたか

がぶりを振られたが、それでは労働省の技能者養成の予算は幾らなんですか、お聞きしておきたい。

**○内藤政府委員** 労働省の技能者養成というのは、労働省が補助しておるのではないのです。会社が自己負担でやつておるわけなんです。ちょっとそこ

に誤解があると思います。各都道府県に職業指導所といふのがあるのですが、この職業指導所といふのは労働省が都道府県に補助金を出してやらしているわけです。この分の金は相当額が

計上されております。ところがただいまおつしやった企業内訓練は、各企業の責任においてやつておるわけですか

が、これはほとんど一年であります。

**○内藤政府委員** それは私が非常に誤解だと思います。今申しました労働省が労働基準法に基いて指導しておりますのは、これは企業内訓練で、三年だと申しました。それからもう一つあなた

が御指摘になつて補助金を出しておる程だと思ひます。都道府県の職業指導所と企業内訓練、労働省が考へておりますのは、これは企業内訓練で、三年だと申しました。それからもう一つあなた

が御指摘になつて補助金を出しておる程だと思ひます。都道府県の職業指導所と企業内訓練、労働省が考へ.onViewCreated

方では労働者が熟練工養成を目的にした三年間単位の職業訓練法を出してきておる。一方には工業高等学校がある。工業高等学校には全日制もあれば定時制もある。今度は労働省からその職業訓練法によるところの三ヵ年の職業教育といらものがなされるわけです。そこに持つてきて、何の役にも立たぬと言つたら語弊がありますけれども、ほんとうに申しわけ程度の予算をとつて、こういつた新たな教科を設置するという理由、その必要性といふものが私はどうも納得ができないのです。だから、この点を文部大臣はどう考へておるか、それが一つ。ついでに文部大臣にお聞きしておきますが、そういうものを設けるならば、これは労働省の職業訓練との関連、そういう関連性といふものを作ることになつておるか、それが一つ。あるいは工業高等学校の教育との関連、そこまで労働省の職業訓練法によれば作ることになつておるか、もちろん労働省は長い間審議にかけて検討して打ち出しておりますよ。教員養成の機関をかけておりますよ。

○松永国務大臣 私の承知しておるところでは、この別科といふもの、産業科ですが、これは定時制に行かない子供達、要するに今工場に行つて働いておるそういう人々に一年、きわめて短期に手ほどきをしてやる。そういう必要から今の産業科の別科に相当補助金を出す、こういうことに承知しておる。そこで労働者で職業補導所といふのがあるじゃないか、これも議論したことありますよ。私はさつきあなたが議論したこと、今頭に浮べておつたのでしたが、それはこうなんですね。職業補導所と産業科とは違つた。なぜかなら職業教育といふものがなされるわけですから、何の役にも立たぬと言つたら語弊がありますけれども、ほんとうに申しわけ程度の予算をとつて、こういつた新たな教科を設置するという理由、その必要性といふものが私はどうも納得ができないのです。だから、この点を文部大臣はどう考へておるか、それが一つ。ついでに文部大臣にお聞きしておきますが、そういうものを設けるならば、これは労働省の職業訓練との関連、そういう関連性といふのをもつて、これを労働省の職業訓練との関連、これは労働省の職業訓練法によれば作ることになつておるか、それが一つ。あるいは工業高等学校の教育との関連、そこまで労働省の職業訓練法によれば作ることになつておるか、それが一つ。長い間審議にかけて検討して打ち出しておりますよ。教員養成の機関をかけておりますよ。

○野原委員 どうも私の頭が悪いせいいか、要點を把握するに苦しむのです。それで、お尋ねしますが、労働省の今度の職業訓練法によるこの制度は、これは教育制度の一つの変容だとも思われます。これがどう考えますか。

○内藤政府委員 労働省のこのたびの職業訓練法は従来からあつたものを集大成しただけだと私どもは考へておるのですが、これはほんとうに実利的なで、私ども何を一体やるのやら見当がつかぬのです。大臣、どう考えますか。

○松永国務大臣 私の承知しておるところでは、この別科といふもの、産業科ですが、これは定時制に行かない子供達、要するに今工場に行つて働いておるそういう人々に一年、きわめて短期に手ほどきをしてやる。そういう必要から今の産業科の別科に相当補助金を出す、こういうことに承知しておる。そこで労働者で職業補導所といふのがあるじゃないか、これも議論したことありますよ。私はさつきあなたが議論したこと、今頭に浮べておつたのでしたが、それはこうなんですね。職業補導所と産業科とは違つた。なぜかなら職業教育といふものがなされるわけですから、何の役にも立たぬと言つたら語弊がありますけれども、ほんとうに申しわけ程度の予算をとつて、こういつた新たな教科を設置するという理由、その必要性といふものが私はどうも納得ができないのです。だから、この点を文部大臣はどう考へておるか、それが一つ。ついでに文部大臣にお聞きしておきますが、そういうものを設けるならば、これは労働省の職業訓練との関連、そういう関連性といふのをもつて、これを労働省の職業訓練との関連、これは労働省の職業訓練法によれば作ることになつておるか、それが一つ。長い間審議にかけて検討して打ち出しておりますよ。教員養成の機関をかけておりますよ。

○野原委員 どうも私の頭が悪いせいいか、要點を把握するに苦しむのです。それで、お尋ねしますが、労働省の今度の職業訓練法によるこの制度は、これは教育制度の一つの変容だとも思われます。これがどう考えますか。

○内藤政府委員 労働省のこのたびの職業訓練法は従来からあつたものを集大成しただけだと私どもは考へておるのですが、これはほんとうに実利的なで、私ども何を一体やるのやら見当がつかぬのです。大臣、どう考えますか。

○松永国務大臣 私の承知しておるところでは、この別科といふもの、産業科ですが、これは定時制に行かない子供達、要するに今工場に行つて働いておるそういう人々に一年、きわめて短期に手ほどきをしてやる。そういう必要から今の産業科の別科に相当補助金を出す、こういうことに承知しておる。そこで労働者で職業補導所といふのがあるじゃないか、これも議論したことありますよ。私はさつきあなたが議論したこと、今頭に浮べておつたのでしたが、それはこうなんですね。職業補導所と産業科とは違つた。なぜかなら職業教育といふものがなされるわけですから、何の役にも立たぬと言つたら語弊がありますけれども、ほんとうに申しわけ程度の予算をとつて、こういつた新たな教科を設置するという理由、その必要性といふものが私はどうも納得ができないのです。だから、この点を文部大臣はどう考へておるか、それが一つ。ついでに文部大臣にお聞きしておきますが、そういうものを設けるならば、これは労働省の職業訓練との関連、そういう関連性といふのをもつて、これを労働省の職業訓練との関連、これは労働省の職業訓練法によれば作ることになつておるか、それが一つ。長い間審議にかけて検討して打ち出しておりますよ。教員養成の機関をかけておりますよ。

○野原委員 どうも私の頭が悪いせいいか、要點を把握するに苦しむのです。それで、お尋ねしますが、労働省の今度の職業訓練法によるこの制度は、これは教育制度の一つの変容だとも思われます。これがどう考えますか。

○内藤政府委員 労働省のこのたびの職業訓練法は従来からあつたものを集大成しただけだと私どもは考へておるのですが、これはほんとうに実利的なで、私ども何を一体やるのやら見当がつかぬのです。大臣、どう考えますか。

○松永国務大臣 私の承知しておるところでは、この別科といふもの、産業科ですが、これは定時制に行かない子供達、要するに今工場に行つて働いておるそういう人々に一年、きわめて短期に手ほどきをしてやる。そういう必要から今の産業科の別科に相当補助金を出す、こういうことに承知しておる。そこで労働者で職業補導所といふのがあるじゃないか、これも議論したことありますよ。私はさつきあなたが議論したこと、今頭に浮べておつたのでしたが、それはこうなんですね。職業補導所と産業科とは違つた。なぜかなら職業教育といふものがなされるわけですから、何の役にも立たぬと言つたら語弊がありますけれども、ほんとうに申しわけ程度の予算をとつて、こういつた新たな教科を設置するという理由、その必要性といふものが私はどうも納得ができないのです。だから、この点を文部大臣はどう考へておるか、それが一つ。ついでに文部大臣にお聞きしておきますが、そういうものを設けるならば、これは労働省の職業訓練との関連、そういう関連性といふのをもつて、これを労働省の職業訓練との関連、これは労働省の職業訓練法によれば作ることになつておるか、それが一つ。長い間審議にかけて検討して打ち出しておりますよ。教員養成の機関をかけておりますよ。

○野原委員 どうも私の頭が悪いせいいか、要點を把握するに苦しむのです。それで、お尋ねしますが、労働省の今度の職業訓練法によるこの制度は、これは教育制度の一つの変容だとも思われます。これがどう考えますか。

○内藤政府委員 大体中等程度の技術者養成については従来から中堅技術者といふ名前を使つておりました。それから大学を出た場合には一般の技術者と申しますか、幹部技術者、中等学校程度の者は中堅技術者。高等学校の産業科も別科でございまして、従来か



昭和二十三年四月十八日印刷

昭和二十三年四月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局